

令和 7 年第 1 回大台町議会定例会

提出追加議案概要

(3 月 1 0 日提出分)



令和 7 年 3 月

報告第2号 専決処分の報告について（和解について）

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和6年2月17日午後4時20分頃、大台町健康ふれあい会館多目的広場横駐車場において、松阪市内の法人が所有するトラックが駐車するため後退したところ、多目的広場出入口横スロープの外壁を破損させた。

過失割合は大台町が0%、相手方が100%とし損害賠償金205,700円を相手方が大台町に対し支払うことで和解した。